

告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年四月十三日

埼玉県計量検定所長 小堀和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期 日	時 間	場 所
東秩父村	平成三十年五月二十八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東秩父村役場
越生町	平成三十年五月三十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	越生町中央公民館
戸田市	平成三十年五月三十一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	越生自然休養村センター駐車場
蕨市	平成三十年六月四日及 び同月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	戸田市役所
蕨市	平成三十年六月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蕨市民会館駐車場
蕨市	平成三十年六月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蕨市民公園駐車場

飯能市		ときがわ町		嵐山町		毛呂山町		滑川町		小川町		鳩山町		
日	平成三十年六月二十五日	日	平成三十年六月二十一日	日	平成三十年六月二十日	日	平成三十年六月十九日	日	平成三十年六月十五日	日	平成三十年六月十三日	日	平成三十年六月十二日	
で 平成三十年六月二十七日 から同月二十九日ま	平成三十年六月二十六日	日 午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から三時 まで	午前十時から正午 まで	午前十時から正午 まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	
から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで	午前十時から正午 まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	
飯能市役所駐車場	タ タ ンタ ー	吾野地区行政セン タ ー	原市場地区行政セン タ ー	名栗地区行政セン タ ー	車場	体育センター（せ せらぎホール）駐 車場	とぎがわ町役場本 庁舎北側駐車場	嵐山町役場	駐車場	毛呂山町役場来客	イセンター	滑川町コミュニティ	小川町役場	鳩山町役場

日 高 市	吉 見 町	川 島 町	三 芳 町	鶴 ヶ 島 市	入 間 市	平成三十年七月六日	平成三十年七月五日	平成三十年七月四日	平成三十年七月三日	平成三十年七月二日	午前十時から正午	まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午
平成三十年七月十七日	平成三十年七月十三日	平成三十年七月十二日	平成三十年七月十一日	平成三十年七月六日	入間市	三芳町	川島町	吉見町	日高市	平成三十年七月二日	午前十時から正午	まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午
から三時まで	まで及び午後一時	午前十時から正午	まで及び午後一時	午前十時から正午	午前十時から正午	午前十時から正午	午前十時から正午	午前十時から正午	午前十時から正午	午前十時から正午	午前十時から正午	まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午
入間市市民会館	藤沢公民館	東金子公民館	西武公民館	鶴ヶ島市役所	駐車場	三芳町役場来客用	川島町保健センタ	一	吉見町役場	車庫倉庫棟	日高市役所公用車			

平成三十年七月十八日												
平成三十年七月十九日												
平成三十年七月二十日												
坂戸市												
東松山市												
平成三十年七月二十三日から同月二十五日まで	平成三十年七月二十六日及び同月二十七日	平成三十年七月二十六日から同月二十七日	平成三十年七月二十六日から三時まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで
平成三十年七月三十一日	平成三十年七月三十日	平成三十年七月三十日	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで
まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで
ター	野本市市民活動センター	大岡市民活動センター	唐子市民活動センター	高坂市民活動センター	松山市民活動センター	坂戸市文化会館大駐車場	入間市役所	宮寺公民館	金子公民館			